

総括的な論点整理関連資料

窓口業務の民間委託できる範囲 ①

- 市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について（平成27年6月4日付け内閣府公共サービス改革推進室通知。以下「内閣府通知」という。）抄

1 民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲

- ・ 窓口業務は、公証行為など市町村長の名前において実施する業務であり、市町村職員が自ら責任を持って行うべき業務が含まれるため、別紙は、現行法において民間事業者に取り扱わせることが可能である事実上の行為又は補助的業務に該当する業務について整理されています。

2 別紙の窓口業務を民間事業者に取り扱わせる際の留意事項

(1) 市町村の適切な管理

- ・ 民間事業者に業務を取り扱わせる際には、市町村の適切な管理の確保に留意してください。具体的には、民間事業者が業務を実施する官署内に市町村職員が常駐し、不測の事態等に際しては当該職員自らが臨機適切な対応を行うことができる体制とすること等が考えられます。
- ・ また、法律に基づく市町村長の判断行為、原簿（住民基本台帳、戸籍簿、学齢簿、犬登録原簿等）の管理等、市町村職員が自ら責任を持って実施すべき業務は確実に行ってください。

【参考】住民異動窓口（転入届の受付かつ住民票の写しの交付）における業務フロー図
（市町村における運用の事例）



窓口業務の民間委託できる範囲 ②

○ 内閣府通知別紙 市町村の適切な管理のもと市町村の判断に基づき民間事業者の取扱いが可能な窓口業務

事項名	民間事業者の取扱いが可能な業務	担当省	事項名	民間事業者の取扱いが可能な業務	担当省
住民異動届	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民異動届の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> • 届出人の確認、届出書の記載事項、添付書類の確認 2 住民票の記載に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> • 住民票の記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 転出証明書の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> • 転出証明書の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 4 転出証明書の引渡し業務 5 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ ただし、住民基本台帳ネットワークシステムについては、民間事業者の取扱いは認められない。</p>	総務省	地方税法に基づく納税証明書の交付	<p>以下の事実上の行為又は補助的な作業については、別途発出する通知に従い、市町村の適切な管理のもと（庁舎内）において、個人情報保護に留意しつつ、民間事業者に取り扱わせること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 証明書の交付請求の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> • 請求者の確認、請求書の記載事項の確認 2 証明書の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> • 証明書の作成及び作成に係る端末の入出力の操作 3 証明書の引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ 証明書の作成に係る端末の入出力については、守秘性の高い税務システムを操作することから証明書作成に限定したアクセスに制限する等の策を講じる必要がある。</p>	総務省
住民票の写し等の交付	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民票の写し等の交付請求の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> • 請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 • 第三者（自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者）からの請求の受付も含む。 2 住民票の写し等の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> • 住民票の写し等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 住民票の写し等の引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ ただし、住民基本台帳ネットワークシステムについては、民間事業者の取扱いは認められない。</p>	総務省	戸籍の届出	<ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍の各届出の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> • 届出人の確認、届書の記載事項及び添付書類の確認 2 戸籍の記載に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> • 戸籍の記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ ただし、1の届出人の本人確認業務のうち、戸籍法施行規則第53条の2において準用する第11条の2第3号に規定する本人確認（問を発してする本人確認）については、市町村職員の裁量的判断を伴うものであるため、民間事業者に委託することが可能となる業務の範囲に含まれない。</p> <p>また、2の戸籍の記載業務（端末操作を含む。）のうちの移記事項の記載については、移記を要するか否かにつき、法令・通達等に照らして明白ではなく、高度な判断を要する場合には、市町村職員においてその判断をして、記載する必要があるため、民間事業者に委託することが可能となる業務の範囲に含まれない。</p>	法務省
戸籍の附票の写しの交付	<ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍の附票の写しの交付請求の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> • 請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 • 第三者（自己又は自己と同一世帯に属する者以外の者）からの請求の受付も含む。 2 戸籍の附票の写しの作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> • 戸籍の附票の写しの作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 戸籍の附票の写しの引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 	総務省			

窓口業務の民間委託できる範囲 ③

○ 内閣府通知別紙 市町村の適切な管理のもと市町村の判断に基づき民間事業者の取扱いが可能な窓口業務（続き）

事項名	民間事業者の取扱いが可能な業務	担当省	事項名	民間事業者の取扱いが可能な業務	担当省
戸籍謄抄本等の交付	<ol style="list-style-type: none"> 戸籍謄抄本等の交付請求の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 請求者の確認、請求書の記載事項及び添付書類の確認 第三者（本人、配偶者、直系尊属及び直系卑属以外の者）からの請求の受付も含む。 戸籍謄抄本等の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 戸籍の謄抄本等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 戸籍謄抄本等の引渡し業務 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ ただし、1の請求者の本人確認業務のうち、戸籍法施行規則第11条の2第3号に規定する本人確認（問を発してする本人確認）は、市町村職員の裁量的判断を伴うものであるため、民間事業者に委託することが可能となる業務の範囲に含まれない。</p>	法務省	特別永住許可等の申請、住居地等の届出及び特別永住許可書等の交付	<ol style="list-style-type: none"> 申請・届出の受付に関する業務（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第4条第4項に規定する審査を除く。） <ul style="list-style-type: none"> 申請者・届出人の確認、申請・届出書の記載事項、添付書類の確認 代理人及び取次者（ただし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則第17条第2項第1号に該当する場合に限る。）からの申請・届出の受付も含む。 特別永住者証明書への住居地及び交付年月日の記載に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 特別永住者証明書への記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 特別永住許可書及び特別永住者証明書の交付（特別永住者証明書については再交付を含む）・特別永住者証明書の返還・失効した特別永住者証明書の返納に関する業務 その他、事実上の行為又は補助業務 <p>※ ただし、出入国管理及び難民認定法第61条の8の2に規定する通知に係る業務については、民間事業者の取扱いは認められない。</p>	法務省
中長期在留者に係る住居地の届出	<ol style="list-style-type: none"> 住居地の届出の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 届出人の確認、届出書の記載事項、添付書類の確認 代理人からの届出の受付も含む。 在留カードへの住居地の記載に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 在留カードへの記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 在留カードの返還に関する業務 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ ただし、出入国管理及び難民認定法第61条の8の2に規定する通知に係る業務については、民間事業者の取扱いは認められない。</p>	法務省	転入（転居）者への転入学期日及び就学すべき小・中学校の通知（教育委員会から市町村に事務委任されている場合）	<ol style="list-style-type: none"> 学齢簿への記載に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 学齢簿への必要事項の記入のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 入学すべき小・中学校等の保護者への通知文書の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 通知文書への必要事項の記入のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 入学すべき小・中学校等の保護者への通知文書の引き渡し業務 その他、事実上の行為又は補助的業務 	文部科学省

窓口業務の民間委託できる範囲 ④

○ 内閣府通知別紙 市町村の適切な管理のもと市町村の判断に基づき民間事業者の取扱いが可能な窓口業務（続き）

事項名	民間事業者の取扱いが可能な業務	担当省	事項名	民間事業者の取扱いが可能な業務	担当省
埋葬・火葬許可	<ol style="list-style-type: none"> 埋葬・火葬許可申請書の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 埋葬・火葬許可証の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 埋葬・火葬許可証の作成のみならず電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 埋葬・火葬許可証の引渡し業務 その他、事実上の行為又は補助的業務 	厚生労働省	介護保険関係の各種届出書・申請書の受付	<ol style="list-style-type: none"> 各種届出書・申請書の受付 <ul style="list-style-type: none"> 届出者・申請者の確認、届出書・申請書の記載事項及び添付書類の確認 被保険者台帳等への記載に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 被保険者証等の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者証等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 被保険者証等の引渡し業務 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ 民間事業者に委託することが可能となる業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について別途お示しする予定であるので、詳細はこれにより了知されたい。</p>	厚生労働省
国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付	<ol style="list-style-type: none"> 各種届出書・申請書の受付 <ul style="list-style-type: none"> 届出者・申請者の確認、届出書・申請書の記載事項及び添付書類の確認 被保険者台帳等への記載に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 被保険者証等の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者証等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 被保険者証等の引渡し業務 その他、事実上の行為又は補助的業務 	厚生労働省	国民年金関係（老齢福祉年金等、特別障害給付金も含む。）の各種届出書・申出書・申請書・請求書の受付	<ol style="list-style-type: none"> 届出書・申出書・申請書・請求書（以下「届出書等」という。）の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 届出者等の確認、届出書等の記載事項、添付書類の確認 受付処理簿に記載する業務 <ul style="list-style-type: none"> 受付処理簿の記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 届出書等の報告・送付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 届出書等の件名ごとに区分、送付書の作成、書類の送付 その他、事実上の行為又は補助的業務 	厚生労働省
後期高齢者医療制度関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付	<ol style="list-style-type: none"> 各種届出書・申請書の受付 <ul style="list-style-type: none"> 届出者・申請者の確認、届出書・申請書の記載事項及び添付書類の確認 被保険者台帳等への記載に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 被保険者証等の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者証等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 被保険者証等の引渡し業務 その他、事実上の行為又は補助的業務 	厚生労働省	妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付	<ol style="list-style-type: none"> 妊娠届の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 届出者の確認、届出書の記載事項の確認、添付書類の確認 母子健康手帳の引渡し業務 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ 母子保健法に基づく保健指導等の適切な実施を図るため、妊娠届を受理した際には、すべてのケースを保健師につなぎ、保健師がすべてのケースを把握すること。</p>	厚生労働省

窓口業務の民間委託できる範囲 ⑤

○ 内閣府通知別紙 市町村の適切な管理のもと市町村の判断に基づき民間事業者の取扱いが可能な窓口業務（続き）

事項名	民間事業者の取扱いが可能な業務	担当省	事項名	民間事業者の取扱いが可能な業務	担当省
飼い犬の登録	<ol style="list-style-type: none"> 飼い犬の登録に関する申請の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 申請者の確認、申請書の記載事項の確認 原簿への記載 <ul style="list-style-type: none"> 原簿への記載のみならず電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 犬鑑札の引渡し業務 その他、事実上の行為又は補助的業務 	厚生労働省	身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付（市町村の経由事務）	<ol style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳交付申請書の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 本人以外（保護者等）からの申請の受付も含む。 身体障害者手帳の引渡し業務 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ 身体障害者手帳の交付は、都道府県（指定都市及び中核市）の事務であるが、上記業務については、身体障害者福祉法施行令第4条に基づき、市町村を経由して行うこととされている。</p>	厚生労働省
狂犬病予防注射済票の交付	<ol style="list-style-type: none"> 狂犬病予防注射済票の交付に関する受付業務 <ul style="list-style-type: none"> 狂犬病予防注射済証等の確認（交付及び再交付に際し、申請書の提出を求めている場合は、申請者の確認、記載事項の確認を含む。） 狂犬病予防注射済票の引渡し業務 その他、事実上の行為又は補助的業務 	厚生労働省	療育手帳の交付（市町村の経由事務）	<ol style="list-style-type: none"> 療育手帳交付申請書の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 本人以外（保護者等）からの申請の受付も含む。 療育手帳の引渡し業務 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ 療育手帳の交付は、都道府県（指定都市）の事務であるが、上記業務については、療育手帳制度要綱第5の1に基づき、市町村を経由して行うこととされている。</p>	厚生労働省
児童手当の各種請求書・届出書の受付	<ol style="list-style-type: none"> 児童手当の各種請求書・届出書の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 請求人の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 受給者台帳等への記載に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 受給者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 通知書等の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 認定通知書、却下通知書等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力を含む。 通知書等の送付に関する業務 その他、事実上の行為又は補助的業務 	厚生労働省	自動車臨時運行許可	<ol style="list-style-type: none"> 自動車臨時運行許可申請書の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 自動車臨時運行許可証の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 自動車臨時運行許可証の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 自動車臨時運行許可証の引渡し及び臨時運行番号標の貸与業務 自動車臨時運行許可証及び臨時運行番号標の返納の受付業務 自動車臨時運行許可証及び臨時運行番号標の返納がない場合における督促に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 電話等による催告業務 その他、事実上の行為又は補助的業務 	国土交通省
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付（市町村の経由事務）	<ol style="list-style-type: none"> 精神障害者保健福祉手帳交付申請書の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 本人以外（保護者等）からの申請の受付も含む。 精神障害者保健福祉手帳の引渡し業務 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ 精神障害者保健福祉手帳の交付は、都道府県（指定都市）の事務であるが、上記業務については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条の2に基づき、市町村を経由して行うこととされている。</p>	厚生労働省			

（注） 印鑑登録、印鑑登録証明書の交付及び住居表示証明書の交付については、法律に基づくものではないが、市町村の判断に基づく受付から引渡までの一連の業務の中での民間事業者の活用にあたっては、住民基本台帳事務に準じて考えるべきである。（総務省）

地方公共団体における窓口業務の民間委託等に関する調査

【調査主体】総務省自治行政局行政経営支援室

【調査対象】202市町村(抽出)

【調査時点】平成26年10月1日

【回答】200市町村(99.0%)

【調査内容】

- ・ 窓口業務の民間委託について、その推進を阻害もしくは躊躇させる要因と考えているものを以下の選択肢から3つまで選び回答してください。
 - ① 窓口業務の件数が少なく、委託することの効率化が見込めないため
 - ② 個人情報の取扱いに課題があるため
 - ③ サービスの質の低下の恐れがあるため
 - ④ 制度上市区町村職員が行うこととされている事務であるため(もしくは、市区町村職員が行うこととされている事務との切り分けが困難であるため)
 - ⑤ 業務請負に出したいが、労働者派遣法(偽装請負等)との関係で躊躇する部分があるため
 - ⑥ 市民の理解が得られないと考えられるため
 - ⑦ 窓口職員の再配置に課題があるため
 - ⑧ その他

【調査結果】

	① 件数	② 個人情報	③ サービス	④ 直営	⑤ 労働者 派遣法	⑥ 住民理解	⑦ 職員 再配置	⑧ その他	回答 合計数
市町村(200)	44 (10%)	109 (25%)	68 (15%)	68 (15%)	63 (14%)	23 (5%)	11 (2%)	58 (13%)	444
指定都市(10)	2 (9%)	7 (30%)	4 (17%)	3 (13%)	3 (13%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (17%)	23
中核市(28)	3 (5%)	15 (23%)	14 (21%)	10 (15%)	13 (20%)	0 (0%)	3 (5%)	8 (12%)	66
指定都市・中核市以 外の市(139)	28 (9%)	76 (24%)	46 (15%)	49 (16%)	47 (15%)	20 (6%)	7 (2%)	42 (13%)	315
町村(23)	11 (28%)	11 (28%)	4 (10%)	6 (15%)	0 (0%)	3 (8%)	1 (3%)	4 (10%)	40

※ ()内の数は回答団体数。複数回答可のため、回答合計数とは数が異なる

外部資源の活用や事務の共同処理に係る制度の比較 ①

	制度概要	業務範囲	公権力の行使	職員の身分 (公務員/非公務員)
一部事務組合、広域連合 〔地方自治法〕	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理等するために特別地方公共団体を設ける。	普通地方公共団体及び特別区の事務の一部等	可能	公務員
機関等の共同設置 (内部組織の共同設置) 〔地方自治法〕	地方公共団体の長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する。	地方公共団体の長の内部組織等の事務	可能	公務員
指定管理者制度 〔地方自治法〕	地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせる。	公の施設の管理 (道路・学校等、個別法において地方公共団体に管理者を限定している施設については対象外)	施設の使用許可を行うことが可能	非公務員 (みなし公務員等の規定なし)
地方独立行政法人制度 〔地方独立行政法人法〕	地方公共団体が直接行っている事務・事業のうち一定のものについて、地方公共団体とは別の法人格を持つ法人(＝地方独立行政法人)を設立し、この法人に当該事務・事業を担わせることにより、より効果的・効率的な行政サービスの提供を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・試験研究 ・大学の設置・管理 ・公営企業相当事業 ・社会福祉事業 ・公共的な施設の設置・管理 	法律上の根拠が必要	特定地独法：公務員 (ただし、特定地独法職員には地公労法が適用され、地方公共団体の一般の行政職員と比較して、給与・勤務条件について団体交渉で決定する等の違いがある) 一般型地独法：非公務員 (みなし公務員等の規定あり)
指定法人制度	特別の法律に基づき特定の業務を行うものとして行政庁により指定された民法上の法人に業務を行わせる。	個別法による	個別法による(法律上の根拠が必要)	非公務員 (みなし公務員等については個別法による)
建築基準法に基づく指定確認検査機関制度	国土交通大臣又は都道府県知事の指定した者が行った確認を、建築主事が行った確認とみなす。	建築確認	建築確認を行うことが可能	非公務員 (みなし公務員等の規定あり)
火薬類取締法に基づく指定試験機関制度	経済産業大臣が指定した者が、保安責任者試験に関する事務を行う。	保安責任者試験事務	保安責任者試験事務に関する処分を行うことが可能	非公務員 (みなし公務員等の規定あり)

外部資源の活用や事務の共同処理に係る制度の比較 ②

	ガバナンスの仕組み	
	設立・認可・指定の手続	その他
一部事務組合、広域連合 〔地方自治法〕	<ul style="list-style-type: none"> ○構成団体の議会の議決 ○構成団体での協議による規約の定め ○総務大臣又は都道府県知事の許可 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○議会、公平委員会等を設置 ○構成団体の増減、事務の変更、規約の変更には以下の手続が必要 等 <ul style="list-style-type: none"> ・構成団体の議会の議決 ・構成団体での協議 ・総務大臣又は都道府県知事の許可 等
機関等の共同設置 (内部組織の共同設置) 〔地方自治法〕	<ul style="list-style-type: none"> ○構成団体の議会の議決 ○構成団体での協議による規約の定め ○機関等を共同設置する旨及び規約の告示 ○総務大臣又は都道府県知事への届出 	<ul style="list-style-type: none"> ○構成団体の増減、規約の変更、共同設置の廃止には以下の手続が必要 等 <ul style="list-style-type: none"> ・構成団体の議会の議決 ・構成団体での協議 ・機関等の共同設置を変更／廃止する旨及び規約の告示 等
指定管理者制度 〔地方自治法〕	<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理者の指定に係る条例(指定の手続、管理の基準、業務の範囲等)、利用料金に係る条例の制定 ○議会の議決 ○指定管理者の指定 ○利用料金の承認 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の平等利用の確保や差別的取扱の禁止について法律上直接に義務づけ ○毎年度終了後、指定管理者は地方公共団体に事業報告書を提出 ○地方公共団体の指示に従わないとき等には、必要に応じ、指定の取消し等を行うことができる 等
地方独立行政法人制度 〔地方独立行政法人法〕	<ul style="list-style-type: none"> ○設立団体の議会の議決 ○定款の制定 ○総務大臣又は都道府県知事の認可 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目標による管理と評価の仕組み <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標(3～5年)は、設立団体の長が議会の議決を経て定める ・中期計画(3～5年)は、法人が作成し、設立団体の長が認可 ・評価委員会は、各年度及び中期目標期間の事業実績を評価。結果を法人・設立団体の長に通知し、公表 ・中期目標期間終了時に、設立団体の長が法人の組織・業務全般にわたり見直し ○ 財務・会計 <ul style="list-style-type: none"> ・会計は、原則として企業会計原則による ・法人は、毎事業年度、財務諸表等を作成、公表。設立団体の長が承認 ○ 定款変更、解散及び合併に当たっては、総務大臣又は都道府県知事の認可等が必要 等
指定法人制度	個別法による	個別法による
建築基準法に基づく 指定確認検査機関制度	<ul style="list-style-type: none"> ○事業を行おうとする者の申請 ○特定行政庁からの意見聴取 ○国土交通大臣又は都道府県知事の指定 ○指定確認検査機関の名称・主たる事務所の所在地等の公示 	<ul style="list-style-type: none"> ○業務区域の変更、確認検査業務規程の作成・変更について、国土交通大臣又は都道府県知事の認可が必要 ○5年以内に指定の更新を受けなければ指定の効力を失う ○国土交通大臣又は都道府県知事に監督命令等の権限あり 等
火薬類取締法に基づく 指定試験機関制度	<ul style="list-style-type: none"> ○事業を行おうとする者の申請 ○経済産業大臣の指定 ○指定試験機関に試験事務を行わせることとした旨の公示 	<ul style="list-style-type: none"> ○以下について、経済産業大臣の許認可が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・試験事務規程の制定、変更 ・試験事務の休廃止 ・事業計画等の作成、変更 ・役員の選任・解任 ○経済産業大臣に適合命令、立入検査等の権限あり 等

第29次地方制度調査会答申（抄）

今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申（平成21年6月16日）

第1 市町村合併を含めた基礎自治体のあり方

（中略）

(5) 「小さな自治」への対応

住民自治の強化や住民と行政との協働の推進などを目的として、第27次地方制度調査会の答申を踏まえ、地方自治法上の制度としての地域自治区や合併に際して設置される地域自治区等が制度化されたところである。

住民自治や住民と行政との協働については、それぞれの地域の自主的かつ多様な取組を基本として展開が図られるべきものであり、今後、地方自治法に基づく地域自治区については、地域の実情に応じて住民自治等を推進する仕組みとして、一層の活用が図られることが期待される。

（中略）

さらに、地域においては、コミュニティ組織、NPO等の様々な団体による活動が活発に展開されており、地域における住民サービスを担うのは行政のみではないということが重要な視点であり、地域コミュニティの活性化が図られることが期待される。

そのための方策としては多様なものが考えられるが、近年特に、地域のコミュニティ組織における経済活動がコミュニティの活性化の重要な要素となっているとの指摘を踏まえ、その実態等を勘案し、さらに必要な検討を行っていくべきである。

コミュニティ組織等の協議会の設立状況

【アンケート調査概要】

(1)調査主体 日本都市センター (2)調査対象 全国819市区(789市、23特別区) (3)調査期間 平成25年11月19日～12月18日
 (4)調査時点 平成25年4月1日 (5)回収率 507市区(62.4%)

問1 貴自治体では、その区域内で活動する協議会型住民自治組織(※)はありますか。

※ 協議会型住民自治組織:地縁による団体、ボランティア団体、NPO、学校、PTA、企業等の多様な主体による地域課題の解決のための組織

選択肢	回答数	割合
1 ある	248	48.9%
2 なし	254	50.1%
無回答	5	1.0%

問2 貴自治体の中で初めて協議会型住民自治組織が設立された時期を教えてください。

選択肢	回答数	割合
昭和44年以前	8	3.2%
昭和45年～昭和54年	23	9.3%
昭和55年～平成元年	21	8.5%
平成2年～平成11年	10	4.0%
平成12年～平成16年	22	8.9%
平成17年～平成21年	75	30.2%
平成22年以降	58	23.4%

問3 協議会型住民自治組織の設置されている単位について、以下の選択肢から最も典型的なものを一つお選びください。

選択肢	回答数	割合
1 小学校区程度	139	56.0%
2 中学校区程度	26	10.5%
3 (平成の合併時の)旧市町村単位	29	11.7%
4 その他	52	21.0%
無回答	2	0.8%

問4 協議会型住民自治組織に実際に参画している、地域の諸団体又は個人について、以下の選択肢の中からあてはまるものを全てお選びください。

選択肢	回答数	割合
1 自治会・町内会などの地縁型住民自治組織及びその連合会組織の役員	234	94.4%
2 地域で活動するNPO	107	43.1%
3 ボランティア団体	132	53.2%
4 地区民政委員・児童委員協議会または民政委員・児童委員	186	75.0%
5 地区社会協議会、校区福祉委員会などの社会福祉協議会の地域別組織	146	58.9%
6 消防団	139	56.0%
7 警察署	38	15.3%
8 交通安全協会	95	38.3%
9 青少年育成協会などの青少年健全育成関係の行政委嘱委員の団体	144	58.1%
10 老人クラブ	178	71.8%
11 地域婦人会・女性会等の女性団体	176	71.0%
12 学校長・副校長	112	45.2%
13 PTA役員	178	71.8%
14 地元企業	75	30.2%
15 地元商店会	79	31.9%
16 商工会・商工会議所・青年会議所	74	29.8%
17 その他	52	21.0%
無回答	3	1.2%

(参照)地域コミュニティと行政の新しい関係づくり(日本都市センター)(平成26年3月)

「暮らしを支える活動」に取り組む組織に関する実態把握アンケート調査①

調査方法及び調査対象

1 調査方法

- 実施主体：総務省、農林水産省
- 調査期間：平成25年度
- 調査対象：全市区町村（岩手県、宮城県、福島県を除く）
- 回答数：1,390市区町村

2 調査対象

- 地域住民が中心となって右のような活動を行っている組織。
- ただし、公費による、または無償での活動のみを行っている組織は、調査の対象外。

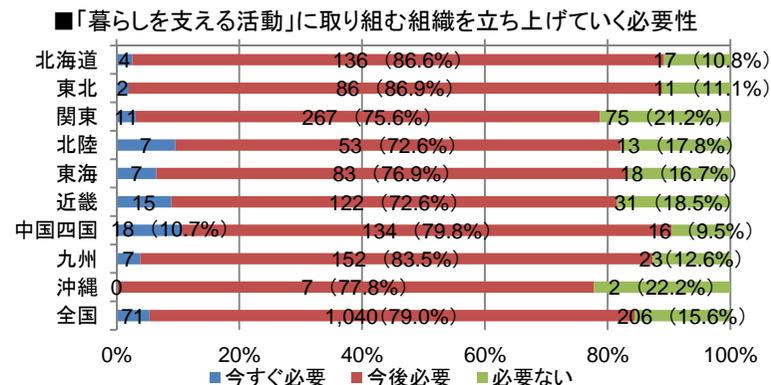
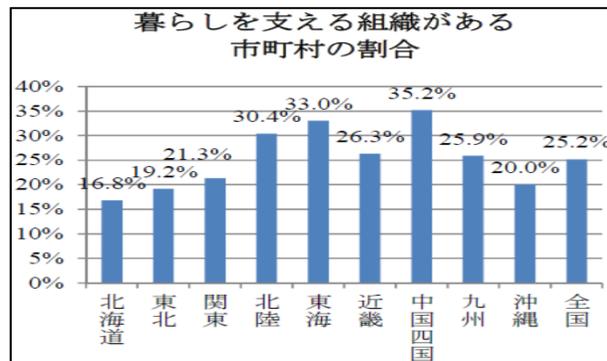
【具体的な活動内容】

総合的なもの 生活支援関係	市町村役場の窓口代行 コミュニティバスの運行、送迎サービス、雪かき・雪下ろし、庭の手入れ、弁当配達・給配食サービス、買い物支援（配達・地域商店運営・移動販売等）
高齢者福祉関係	声かけ・見守り、高齢者交流サービス*
子育て支援関係	保育サービス、一時預かり
産業支援関係	農産物の庭先集荷、遊休農地の手入れ

* 集会所等に集まり時間を共有することで、孤立化の防止やコミュニティ機能を維持向上。

組織数

- 全国には**1,656**の「暮らしを支える活動」に取り組む組織がある。
- 組織が設置されている市町村は4分の1程度であるが、必要性を感じている市町村は8割を超えている。



「暮らしを支える活動」に取り組む組織に関する実態把握アンケート調査②

活動形態・活動資金

- 「暮らしを支える活動」に取り組む組織の約8割は法人格を持たない任意団体。
- 「暮らしを支える活動」に取り組む組織の活動資金の上位には市町村補助金あげられており、自立的運営は難しい現状。

■「暮らしを支える活動」に取り組むための活動資金(上位3位)

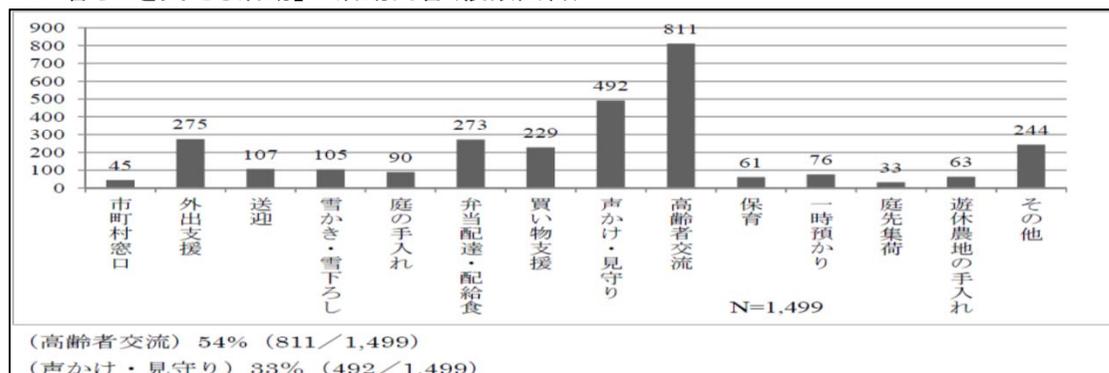
	1番目		2番目		3番目		上位3位計	
市町村補助金	637	43%	333	25%	40	5%	1,010	68%
会費	332	22%	257	19%	254	30%	843	57%
利用料	255	17%	377	29%	196	23%	828	56%
その他収益事業	43	3%	80	6%	56	7%	179	12%
国・都道府県補助金	51	3%	75	6%	18	2%	144	10%
基金	6	0%	7	1%	13	2%	26	2%
その他	153	10%	189	14%	249	30%	591	40%
回答計	1,477		1,318		836			

※上位3位計の割合は、有効回答1,477で除したもの。

活動分野

- 「暮らしを支える活動」としては福祉的な取り組みが大半。収益事業的な展開は少ない。

■「暮らしを支える活動」の活動内容(複数回答)



「暮らしを支える活動」に取り組む組織（例）

■島根県雲南市

島根県雲南市では、合併をきっかけに協働のまちづくりが本格化した。平成17年から19年にかけて小学校区域を単位とした「地域自主組織」が各地で立ち上げられ、行政と市民とが一体となった協働のまちづくりが推進されている。現在、市内全域において30の「地域自主組織」が交流センターを拠点に様々な活動を展開している。

（波田地区）

地区に唯一あった個人商店が店を閉め、買い物難民の解消が大きな課題となる中、波多コミュニティ協議会（地域自主組織）が全日食チェーンに加入し、小型スーパー「はたマーケット」の運営に乗り出した。店舗は廃校を活用した波多交流センターの一室をリニューアルして整備し、食料品や日用品など700種類を超える豊富な商品が販売されている。このほか、同協議会では、波多温泉などの公的施設の指定管理や有償運送事業を実施している。



（入間地区）

入間コミュニティ協議会（地域自主組織）が管理・運営する「入間交流センター」（旧入間小学校）では、生涯学習やディサービス給食の提供、小・中学生を対象とした通学合宿など様々な活動が行われている。また、県内外からの視察・訪問を積極的に受け入れており、平成25年度の年間利用者数は約5,600人、宿泊人数は約470人となっている。



■山形県川西町

山形県川西町では、地域住民の自発的な能力向上の支援活動や支え合い活動を広域的に展開するため、地区の全世帯が加入する「NPO法人きりりよしまネットワーク」が設立された。コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施するほか、6次産業化の取り組みや買い物支援、見守りサービスなど幅広い取組を行い、住民主体の地域づくりを推進している。

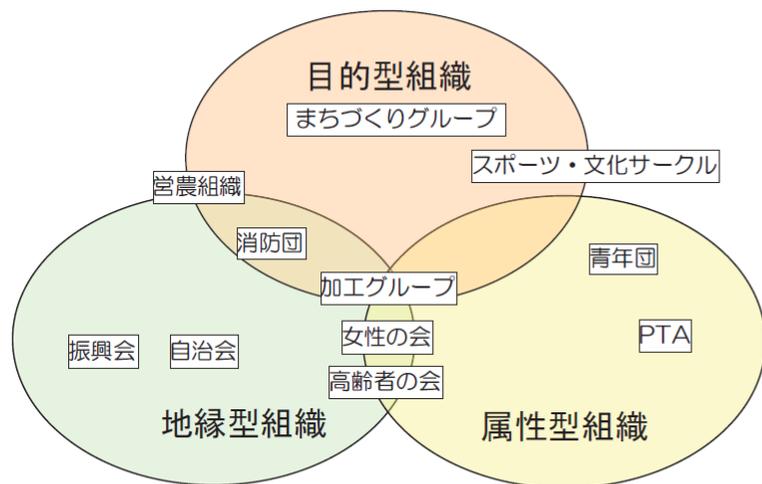


■秋田県横手市

豪雪地帯である秋田県横手市では、秋田県南NPOセンターが中心となり、高齢者などの世帯を対象に雪下ろし・雪よせ等のサービスを通常より安い「支え合い・助け合い価格」で提供する「共助組織」が結成された。横手市内の4地区の「共助組織」において、高齢者世帯の屋根の雪下ろしや買い物支援、見守り等の生活支援サービスを有償ボランティアで実施している。



島根県雲南市の地域自主組織における課題

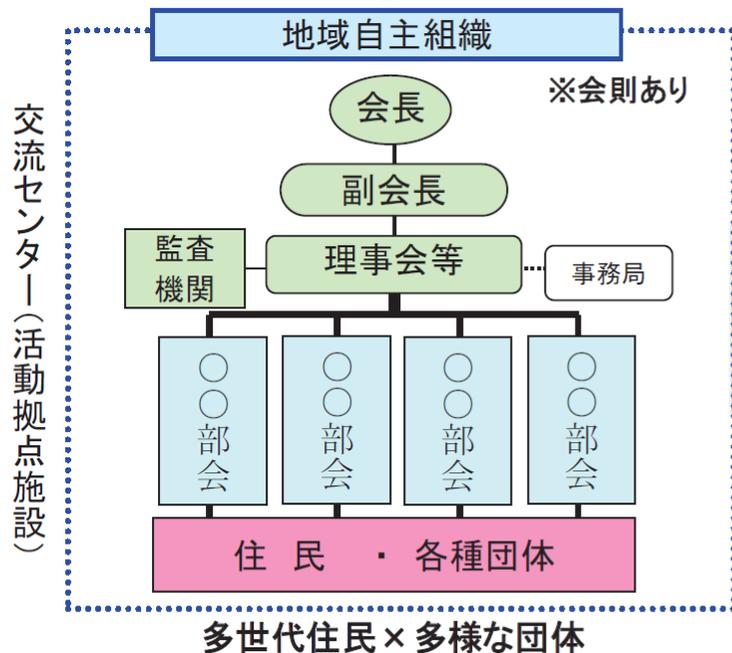


見合った法人制度がないため、法人格がもてない

その結果、
・代表者の個人リスクとなる。
・代表者に社会保険が適用できない。
こととなり、コミュニティ運営を阻害。

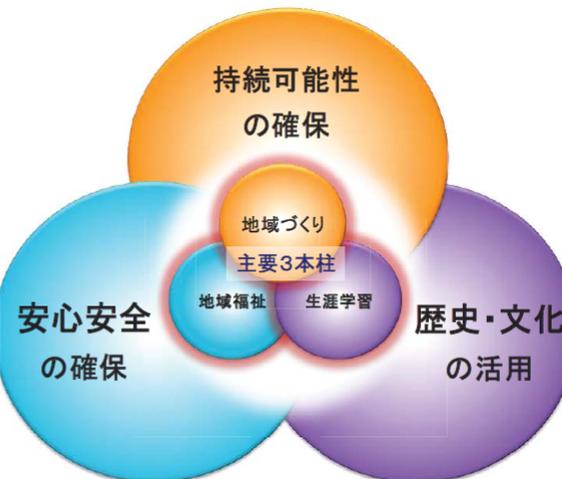
職員を雇用

温泉施設の指定管理やレストランの運営などの
コミュニティビジネスも展開し、地域の公益
的活動を展開するには、職員体制が必要。



主な活動例

- ・活動拠点施設の指定管理
- ・温泉施設の指定管理
- ・葬祭活動
- ・農村レストランの運営
- ・特産品開発、販売
- ・田舎ツーリズム・宿泊提供
- ・水道検針の受託
- ・高齢者の見守り活動
- ・産直市場の運営
- ・住民交流の場の提供
- ・地域福祉活動
- ・自主防災活動
- ・子どもの見守り活動
- ・神楽、太鼓の継承
- ・地域歴史学講座 等



複合的な分野連携活動

⇒ 一体的に課題解決

（「たたら」の里山再生特区【「スーパーコミュニティ法人」制度の創設】（雲南市）（H23.9.29）より抜粋）

国民健康保険の改革による制度の安定化（運営の在り方の見直し）

（持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年5月27日成立））

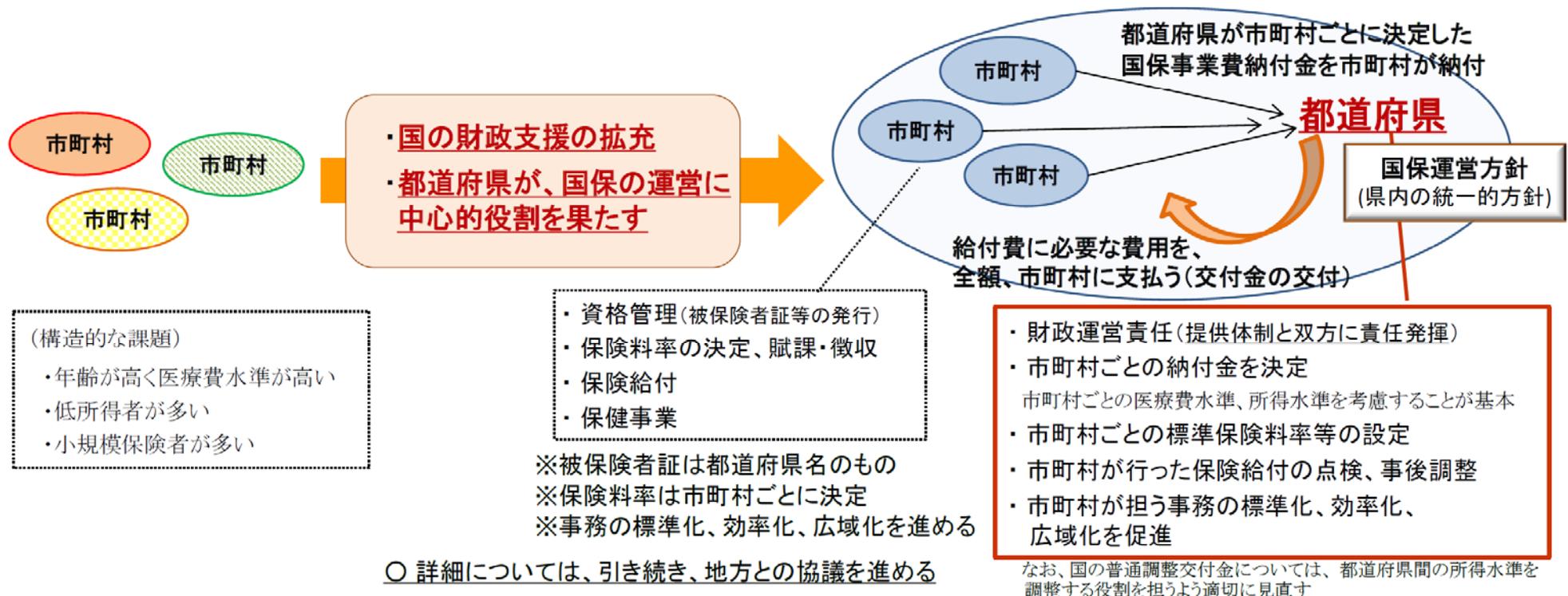
○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、**全額**、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、**国保の運営方針**を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】市町村が個別に運営

【改革後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



連携中枢拠点都市圏における都道府県の役割（例①）

6 広島県との連携



「地方中枢拠点都市」となる都市が取り組むこととされている経済、医療、交通等の施策については、広島県も広域的な視点から戦略的に取り組んでいる。このため、広島市がこれらの施策を実施するに当たっては、県と協力して取り組むことが有効。



- 「広島県知事・広島市長会談」や「広島県・広島市連携のための合同研究会（部長級会議）」の中で協議・調整。
- 近隣市町と設置した「地方中枢拠点都市検討会議」に広島県もオブザーバーとして参画。

【広島県知事・広島市長会談】



【広島県・広島市連携のための合同研究会】



（第12回専門小委員会における広島市提出資料より抜粋）

連携中枢拠点都市圏における都道府県の役割（例②）

6 広島県との連携



平成24年2月13日に設置した「広島県・広島市連携のための合同研究会」において、広島県と広島市がそれぞれ実施している類似の行政サービスについて、住民の視点に立って県・市の連携や役割分担を整理。これまでの間、その結果に基づき連携施策を実現。

「広島県・広島市連携のための合同研究会」における取組（経済関連の主な施策）

項目	合意時期	連携内容
中小企業支援	平成25年 3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ● 広島県・広島市の中小企業支援センター、広島商工会議所及び広島県商工会連合会が連携して、各機関の支援メニューについて利用者がどこに行ってもワンストップで情報収集でき、アドバイスが受けられる「一次相談窓口」を設置する。 ⇒ 平成25年9月に実現
	平成26年 2月7日	<ul style="list-style-type: none"> ● 広島県西部地域における総合的な相談業務を、県の中小企業支援センターから市の中小企業支援センターに移管する。これにより広島県西部地域における役割分担は、市の中小企業支援センターが総合的な相談業務を担い、県の中小企業支援センターが、チーム型支援や、技術・経営力評価支援などの専門的な支援業務を担うこととする。 ⇒ 平成26年4月に実現
新ビジネス創出	平成25年 3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ● IT企業と、医療、福祉、農業等の異分野の企業との融合によるビジネス創出に向けて、「ひろしまIT融合フォーラム」を広島県と広島市が共同で設立する。 ⇒ 平成25年7月に実現
工業技術	平成26年 2月7日	<ul style="list-style-type: none"> ● 広島県・広島市の工業技術センターの一体的運営を図るため、広島県経営戦略審議官と広島市経済観光局長が連携協定を締結し、機器・設備の共同利用や職員の人事交流等の具体化について協議を行う連携委員会を設置する。 ⇒ 平成26年3月26日に「工業技術センターの連携・協力に関する協定書」を締結



こうした実績を活かして、「地方中枢拠点都市」の取組についても、相乗効果が生まれるよう広島県の施策との役割分担や連携を図りながら取組を実施。

連携中枢拠点都市圏における都道府県の役割（例③）

実効性のある地方中枢拠点都市圏構想に向けて

提案1 医療体制の確保に向けた制度の構築



医療体制の確保

提
案
内
容

① 看護師の確保・再就職支援

- ・地元で養成した看護師の定着率を高めるとともに、円滑な再就職の支援体制を構築する。



② 医療計画の特例措置

- ・現在は、県が医療計画の中で医療圏を設定しているが、今後、各医療圏で人口規模の縮小が予測される中、地域の実情に応じ、柔軟な対応を可能とする。

実
現
の
た
め
の
具
体
策

ナースセンターの設置基準の見直し

- ・都道府県が一つに限り指定できる基準を緩和し、県内に複数施設の指定を可能とすることで、利用者の利便性を高め、効果的な支援体制を構築する。

県境をまたいで生活圏が重なる場合における医療圏の設定

- ・医療計画策定の際の都道府県が関係市町と十分協議し、住民ニーズを反映できる仕組みを構築する。
- ・基幹病院の利用実態が県境をまたぐ場合は、両県で調整し、県境を越えた医療圏の設定も可能とする。

（第12回専門小委員会における福山市提出資料より抜粋）

平成27年度新たな広域連携促進事業 委託団体一覧

	件数	団体
連携中枢都市圏 (新規)	12	八戸市、山形市、郡山市、新潟市、金沢市、岐阜市、静岡市、岡山市、松山市、久留米市、長崎市、大分市
連携中枢都市圏 (H26から継続)	3	盛岡市、倉敷市、福山市
連携中枢都市圏 (近隣市町村)	2	滝沢市、佐用町
都道府県 市区町村連携	6	千葉県、長野県(長野市等・王滝村)、静岡県、奈良県、宮崎県、鹿児島県
三大都市圏	5	千葉市、国分寺市、茅ヶ崎市、京都市、神戸市
合計	28	

新たな広域連携促進事業 委託団体事業内容①

応募団体名	関係市町村	圏域人口等	圏域面積等	委託事業・検討事業の概要	今後のスケジュール
1 連携中枢都市圏形成に向けた取組					
(1) 連携中枢都市圏形成を目指す圏域における取組					
八戸市 (施行時特例市・定住)	【青森県】八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町 (計1市6町1村)	335,415人 (うち八戸市237,615人)	1,346.84km ²	<ul style="list-style-type: none"> ・定住自立圏で取り組んできた連携施策から深化が望まれる「広域観光(インバウンド対策等)」、「農業振興(6次産業化、新規作物の研究等)」について、重点的に検討。 ・「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」取組として、「移住・交流(UIJターンの促進等)」と「結婚支援」について、重点的に連携施策を検討。 	・平成29年1月に中核市移行予定
山形市 (施行時特例市・定住)	《最小単位》 【山形県】山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町 (計:3市2町) 《最大単位》 【山形県】山形市、上山市、天童市、寒河江市、村山市、東根市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町(計6市6町)	《最小単位》 377,448人 《最大単位》 536,358人 (うち山形市254,244人)	《最小単位》 827.84km ² 《最大単位》 2,167.32km ²	<ul style="list-style-type: none"> ・重粒子線がん治療施設を核とした産業振興 ・保健所の広域活用 ・子育て支援センターの相互利用 	—
郡山市 (中核市)	【福島県】郡山市、須賀川市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町(計:4市7町4村)	607,613人 (うち郡山市338,712人)	2,968.64Km ²	<ul style="list-style-type: none"> ・産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所等、圏域内に多数立地する産学金官連携施設を活かした新産業の創出等を実施。 ・農産品6次化を見据えた新たな産業ネットワークを構築するなど、風評被害を払しょくする商品開発を実施。 	—

新たな広域連携促進事業 委託団体事業内容②

応募団体名	関係市町村	圏域人口等	圏域面積等	委託事業・検討事業の概要	今後のスケジュール
新潟市 (指定都市)	【新潟県】新潟市、新発田市、加茂市、燕市、五泉市、阿賀野市、聖籠町、弥彦村、田上町(計6市2町1村)	1,159,948人 (うち新潟市 811,901人)	2,143.34km ²	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域における成長産業育成及び創業支援の実施を検討。 ・文化、スポーツ施設等の相互利用の促進を検討。 <p>(今後、委託事業による圏域における基礎調査等も踏まえながら関係市町村と協議実施予定)</p>	—
金沢市 (中核市)	【石川県】金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町 (計:4市2町)	723,223人 (うち金沢市 462,361人)	1,432.49km ²	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢港の整備及び広域物流体制の構築を推進。 ・次世代産業の育成に向けた産学官共同研究(自律走行ロボット等)を推進。 ・ICT技術の活用による地域イノベーションを推進。(子育てお役立ちアプリ開発支援等) ・広域的公共交通網の充実に向けた取組を実施。 	・連携中枢都市宣言 (H27.12予定)
岐阜市 (中核市)	【岐阜県】岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、笠松町、岐南町、北方町(計:6市3町)	807,571人 (うち岐阜市 413,136人)	993.28km ²	<ul style="list-style-type: none"> ・信長公の岐阜城入城及び岐阜命名より450年となる節目(平成29年)に、産学民官連携により、商品開発など新たな「ぎふ信長ブランド」の創出・発信を図る。 ・岐阜圏域の二次救急体制を担い、三次救急の補完機能を持つ岐阜市民病院の更なる機能強化を図り、圏域における高度な医療サービスの提供を進める。 ・子ども・若者総合支援センターと児童相談所、公共職業安定所など、関係機関との連携を図る。 	—

新たな広域連携促進事業 委託団体事業内容③

応募団体名	関係市町村	圏域人口等	圏域面積等	委託事業・検討事業の概要	今後のスケジュール
静岡市 (指定都市)	【静岡県】静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町(計:5市2町)	1,188,781人 (うち静岡市716,197人)	2,621.27km ²	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な創業起業支援体制の整備や広域観光の推進。 ・大規模集客・交流拠点や宿泊施設等のあり方、誘致についての研究。 	—
岡山市 (指定都市)	【岡山県】岡山市、玉野市、瀬戸内市、備前市、赤磐市、総社市、津山市、真庭市、早島町、和気町、吉備中央町、久米南町、美咲町(計:8市5町)	1,176,821人 (うち岡山市709,584人)	3,764.83km ²	<ul style="list-style-type: none"> ・ESD(ユネスコが推進する持続可能な開発のための教育)を切り口とした圏域内周遊型観光を推進。 ・中山間地域のCLT(板の層を各層で互いに直交するように積層接着した厚型パネル)製品などの地域資源の圏域内での利用促進や商品開発など、圏域の強みを活かした産業育成を推進。 	平成28年度において連携中枢都市宣言、連携協約の締結及び都市圏ビジョンの策定を目指している。
松山市 (中核市)	【愛媛県】松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町(計3市3町)	652,485人 (うち松山市517,231人)	1,540.80km ²	<ul style="list-style-type: none"> ・「瀬戸内・松山構想」や京都・広島・松山「新ゴールデンルート」を活用し、圏域一体となって外国人観光客の誘致策等を検討。 ・子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)の広域受入を検討。 ・救急医療提供体制の将来構想の策定について検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携中枢都市宣言(H28.2頃予定) ・連携協約(H28.3締結予定) ・都市圏ビジョン(H28.3公表予定)

新たな広域連携促進事業 委託団体事業内容④

応募団体名	関係市町村	圏域人口等	圏域面積等	委託事業・検討事業の概要	今後のスケジュール
久留米市 (中核市・定住)	【福岡県】久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町(計:4市2町)	459,623人 (うち久留米市302,402人)	467.83km ²	<ul style="list-style-type: none"> ・大都市圏における「移住促進センター機能」、「アンテナショップ機能」、「情報受発信機能」を備えた拠点整備に向けた検討。 ・自動車関連企業等の誘致や食品、バイオ関連産業を中心とした産業クラスターの形成、農産物の6次産業化やブランド化、大都市圏及び東アジア等からの交流人口増加に向けたMICE誘致に関する検討。 ・ドクターヘリ及びドクターカーの一体的な運用の検討。 ・「久留米広域小児救急センター」の運営、「病児、病後児保育」などの事業の広域化や地域内を結ぶ生活支援交通の整備などによる生活機能の充実。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携中枢都市宣言(H27.11予定) ・連携協約(H28.1予定) ・都市圏ビジョン(H28.2予定)
長崎市 (中核市)	【長崎県】長崎市、長与町、時津町(計1市2町)ほか近隣市町	516,411人 (うち長崎市443,766人)	455.48km ²	<ul style="list-style-type: none"> ・複数圏域を想定し、広域圏での経済分野の調査分析を行い、経済成長戦略策定に向けた検討を行う。 ・婚活支援のための情報発信や、大学と地域との連携促進等の圏域への拡大について、今後検討を行う。 	—
大分市 (中核市)	【大分県】大分市、別府市、臼杵市、津久見市、豊後大野市、由布市、日出町(計:6市1町)	763,240人 (うち大分市474,094人)	1,994.14km ²	<ul style="list-style-type: none"> ・産官学金労と連携して大分都市広域圏経済戦略を策定し、新規企業の育成等を実施。 ・圏域内の複数の病院による救急医療体制の連携構築。 ・スポーツ施設や複合文化施設などの公共施設の広域的な利用について検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携中枢都市宣言(H27.12予定) ・連携協約(H28.3予定) ・都市圏ビジョン(H28.3予定)

新たな広域連携促進事業 委託団体事業内容⑤

応募団体名	関係市町村	圏域人口等	圏域面積等	委託事業・検討事業の概要	今後のスケジュール
(2) 既に連携中枢都市圏を形成している連携中枢都市等における取組					
盛岡市 (中核市)	【岩手県】盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町(計:3市5町)	481,699人 (うち盛岡市 298,348人)	3,641.77km ²	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー関連産業の具体化に向けた調査検討。(再生可能エネルギー需給の現状及び将来予測等) ・圏域内における都市機能(公共施設や商業施設等)の集積状況について、地理情報システム(GIS)を用いて調査。(都市機能のより効果的な活用方法の検討等) 	・平成27年度中の連携中枢都市圏形成を目指す。
倉敷市 (中核市)	【岡山県】笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町(計:6市3町)	783,035人 (うち倉敷市 475,513人)	2,464.67km ²	<ul style="list-style-type: none"> ・倉敷市内に立地する大学を活かした圏域内居住促進事業の実現可否についてマーケティング調査を行う。(大学の専門知識や技術の学び、追求及び地域や生活への還元を絆とする緩やかな繋がりを(ウィークタイズ)で集まる人々が共同生活する街区(コレクティブタウン)を創出し、居住促進を図る事業検証) 	・連携中枢都市圏形成済 (H27.3.27)
福山市 (中核市)	【岡山県】笠岡市、井原市 【広島県】三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町(計:5市2町)	875,682人 (うち福山市 461,357人)	2,510.48km ²	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域全体の地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を実施。 	・連携中枢都市圏形成済 (H27.3.25)

新たな広域連携促進事業 委託団体事業内容⑥

応募団体名	関係市町村	圏域人口等	圏域面積等	委託事業・検討事業の概要	今後のスケジュール
(3) 連携中枢都市の近隣市町村における取組					
滝沢市	【岩手県】盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町(計:3市5町)	481,699人 (うち滝沢市 53,857人)	3,641.77km ²	・盛岡広域圏における研究学園都市(大学・研究機関・ICT産業の集積)としての役割分担を担うため、盛岡市との相互の通勤・通学などにおける公共交通の利用実態を調査・分析することにより、持続可能なまちづくりの実現に向けた広域連携を含めた効率的な公共交通政策の推進を図る。	—
佐用町	【兵庫県】姫路市、相生市、加古川市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町(計:7市8町)	1,276,670人 (うち佐用町 19,265人)	2,673.10km ²	・連携中枢都市・姫路市と、近隣市町村・佐用町を結ぶJR姫新線および智頭線(山陽本線経由)の利用度を高めるため、車両増結、インバウンド増大に向けた情報発信、公共交通相互の接続性強化を検討し、可能なものは実証実験を行う。	—

新たな広域連携促進事業 委託団体事業内容⑦

応募団体名	関係市町村	圏域人口等	圏域面積等	委託事業・検討事業の概要	今後のスケジュール
2 都道府県と市区町村との連携に向けた取組					
千葉県	【千葉県】一宮町	12,034人	22.97km ²	・地域振興につなげるため、農業体験を契機として都市部から地方への移住・定住を促進するにあたり、県と市町村の効果的な連携のあり方について調査を行う。	—
長野県	【長野県】王滝村	965人	310.82km ²	・幼児・学校・家庭における教育環境の整備を進め、ひとり親家庭をはじめとした子育て世代の移住促進戦略を策定。 ・御嶽山登山だけに頼らない新たな観光戦略を策定。	—
	《最小単位》 【長野県】長野市(計:1市) 《最大単位》 【長野県】長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村(計3市4町2村)	《最小単位》 381,511人 《最大単位》 554,256人	《最小単位》 834.81km ² 《最大単位》 1,558km ²	・県が保健・医療・介護情報を集約・分析し、市町村が、住民の疾病予防・健康寿命の延伸を図るためにきめ細かな課題把握と対策を講じられるよう、保健・医療・介護情報を一元化する総合的なデータベースの構築を検討。	—
静岡県	【静岡県】下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町(計1市5町)	【関係市町計】 73,713人	【関係市町計】 584.55km ²	・教育委員会、消費生活センターの共同設置及び監査事務、税の徴収事務の共同処理に関する検討を実施。 ・災害時における人的・技術的支援の体制構築に向けた検討を実施。	・消費生活センター共同設置に係る連携協約平成27年度内に締結予定。

新たな広域連携促進事業 委託団体事業内容⑧

応募団体名	関係市町村	圏域人口等	圏域面積等	委託事業・検討事業の概要	今後のスケジュール
奈良県	【奈良県】県内全市町村 (計:12市15町12村)	1,400,728人	3,690.94km ²	・県と市町村の新たな連携・協働の仕組みである「奈良モデル」を一層推進するため、知事と市町村長の情報交換・課題共有の場を設定し、新たなテーマ設定や個別の課題検討を進める。	—
宮崎県	【宮崎県】県内全市町村 (計9市14町3村)	1,135,233人	7,735.31km ²	・米等の生産状況や農地の活用状況、認定農業者・新規就農者等の担い手情報等を農地地図情報システム「水土里情報システム」へ一元化し、県内全市町村で共有することで農業生産活動等の支援における業務の可視化、効率化を図る。	—
鹿児島県	【鹿児島県】錦江町	8,987人	163.19km ²	・錦江町の農産物の加工・販路の拡大について、町独自の施策を展開するための現状・課題の整理や各施策・事業の企画・立案への支援を県が実施する中で、県による市町村補完の可能性を検討。	—

新たな広域連携促進事業 委託団体事業内容⑨

応募団体名	関係市町村	圏域人口等	圏域面積等	委託事業・検討事業の概要	今後のスケジュール
3 三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な役割分担の取組					
千葉市 (指定都市)	【千葉県】市原市、四街道市	1,328,891人 (うち千葉市 961,749人)	674.45km ²	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域内における子ども・子育て支援環境の整備について、現状把握や利用者の意向調査を踏まえ、圏域全体を捉えた効果的な広域連携の仕組みづくりについて検討。 	—
国分寺市	【東京都】小平市	307,685人 (うち国分寺市 120,650)	31.97km ²	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の広域適正配置及びICTを活用した施設の効率的な運用について検討。 ・2市におけるコミュニティバス等の効率的かつ持続可能な運営について検討。 ・建築基準行政の共同運営について検討。 	—
茅ヶ崎市 (施行時特例市)	【神奈川県】寒川町	282,753人 (うち茅ヶ崎市 235,081人)	49.04km ²	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所業務に関連する業務及び保健センター業務の一体化等、総合的な保健福祉施策の実施を検討。 ・地域包括ケアシステムの構築に向け、関係者間での情報共有システムについての調査研究を実施。 	—

新たな広域連携促進事業 委託団体事業内容⑩

応募団体名	関係市町村	圏域人口等	圏域面積等	委託事業・検討事業の概要	今後のスケジュール
京都市 (指定都市)	【京都府】16市町 【滋賀県】12市町 【大阪府】2市町 (計:21市9町)	3,795,678人 (うち京都市 1,474,015人)	5,189.41km ²	○広域連携の促進に向けた現況調査及び研究会の開催 ・圏域市町の都市特性の現況及び連携実態の事例調査 ・圏域全体の活性化に資する観光振興施策の検討 ○圏域情報の発信	—
神戸市 (指定都市)	【兵庫県】神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、三木市、稲美町、明石市、淡路市、洲本市 (計:9市1町)	2,956,701人 (うち神戸市 1,544,200人)	1,615.15km ²	・圏域の観光・地域ブランドをPRするためのスマートフォン向けホームページを作成。 ・食の魅力をはじめとする地域ブランドをPRするため、今後さらなる連携が可能な事業について検討。	—

公の施設について

公の施設とは

○ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 抄

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

2 普通地方公共団体(次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(参考) 公の施設の主な例

区 分	代 表 例
レクリエーション・スポーツ施設	競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、スキー場、ゴルフ場、海水浴場、国民宿舎、宿泊休養施設等
産業振興施設	産業情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等
基盤施設	駐車場、大規模公園、水道施設、下水道終末処理場、ケーブルテレビ施設等
文教施設	県・市民会館、文化会館、博物館、美術館、自然の家、海・山の家等
社会福祉施設	病院、特別養護老人ホーム、介護支援センター、福祉・保健センター等

※ 総務省自治行政局「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」調査要領より

住民に準ずる地位にある者による公の施設の利用についての最高裁判例

平成18年7月14日最高裁判所第二小法廷判決(民集60巻6号2369頁)

- 普通地方公共団体が営む水道事業に係る条例所定の水道料金を改定する条例のうち、当該普通地方公共団体の住民基本台帳に記録されていない別荘に係る給水契約者(以下「別荘給水契約者」という。)の基本料金を、別荘以外の給水契約者の基本料金の3.57倍を超える金額に改定した部分が、地方自治法第244条第3項に違反するものとして無効とされた事例

【裁判要旨】

- 普通地方公共団体の住民ではないが、その区域内に事務所、事業所、家屋敷等を有し、当該普通地方公共団体に対し地方税を納付する義務を負う者など**住民に準ずる地位にある者による公の施設の利用について、当該公の施設の性質やこれらの者と当該普通地方公共団体との結び付きの程度等に照らし合理的な理由なく差別的取扱いをすることは、地方自治法244条3項に違反する。**
- **別荘給水契約者は、旧高根町の区域内に生活の本拠を有しないという点では同町の住民とは異なるが、同町の区域内に別荘を有し別荘を使用する間は同町の住民と異なる生活をするものであることなどからすれば、同町の住民に準ずる地位にある者といえることができる。**
- 普通地方公共団体が営む水道事業の水道料金を定めた条例の改正により、当該**別荘給水契約者の基本料金を別荘以外の給水契約者の基本料金の3.57倍を超える金額とする**ことなどを内容とする水道料金の増額改定が行われた場合において、上記の別荘給水契約者の基本料金が、当該給水に要する個別原価に基づいて定められたものではなく、給水契約者の水道使用量に大きな格差があるにもかかわらず、別荘以外の給水契約者(ホテル等の大規模施設に係る給水契約者を含む。)の1件当たりの年間水道料金の平均額と別荘給水契約者の1件当たりの年間水道料金の負担額がほぼ同一水準になるようにするとの考え方に基づいて定められたものであることなど判示の事情の下では、上記の水道料金の改定をした条例のうち**別荘給水契約者の基本料金を改定した部分は、地方自治法244条3項に違反するものとして無効である。**

本件条例による水道料金の改定の経過(例:メーター口径13mmの場合)

	別荘以外の給水契約者		別荘給水契約者		料金格差
	基本料金	超過料金	基本料金	超過料金	
昭和63年条例制定	1,000円(～8m ³)	130円/m ³	2,000円(～8m ³)	130円/m ³	2.00倍
平成5年改定	1,200円(～10m ³)	同上	3,000円(～10m ³)	同上	2.50倍
平成6年改定	1,300円(～10m ³)	150円/m ³	同上	150円/m ³	2.30倍
平成10年改定	1,400円(～10m ³)	160円/m ³	5,000円(～10m ³)	160円/m ³	3.57倍

自己の住民とそれ以外の者に係る公の施設の料金の設定（例）①

○自己の住民とそれ以外の者に係る公の施設の料金に差を設けていない例

北海道札幌市

【札幌市都市公園条例】

- ・円山総合運動場 主競技場(専用使用・1日につき) →25,800円
- ・円山総合運動場 野球場(一般・1日につき・入場料の類を徴収しない場合) →25,800円
- ・円山総合運動場 補助競技場(1時間につき) →1,200円

※市民と市民以外の者の利用について料金の区別なし

○自己の住民とそれ以外の者に係る公の施設の料金に差を設けている例

神奈川県相模原市

【相模原市都市公園条例】

- ・陸上競技場(専用使用・1日) →市民:8,000円、市民以外のもの:40,000円
- ・軟式野球場(専用使用・2時間につき) →市民:2,000円、市民以外のもの:10,000円
- ・多目的グラウンド(全面使用・2時間につき) →市民:4,200円、市民以外のもの:16,800円

※市民:市内に居住する者、市内に在勤し、又は在学する者及び市内に所在する団体、その他市長が適当であると認めるものをいう。

(当該地方自治体の条例をもとに事務局において作成)

自己の住民とそれ以外の者に係る公の施設の料金の設定（例）②

○ふるさと納税をした者に係る公の施設の料金を無料としている例

北海道旭川市

旭川市旭山動物園、旭川市科学館(サイパル)、旭川市博物館、井上靖記念館、中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館

※ ふるさと納税をした者に対し、「旭川まちづくりサポーターズ倶楽部」のメンバーズカードを贈呈。メンバーズカードの提示で、上記施設の入場料を無料としている。

熊本県熊本市

熊本城、旧細川刑部邸、熊本市動植物園、立田自然公園、北岡自然公園、横井小楠記念館、夏目漱石内坪井旧居、小泉八雲熊本旧居、後藤是山記念館、徳富記念園、熊本博物館、田原坂資料館、塚原歴史民俗資料館 等

※ ふるさと納税をした者に対し、無料優待証「ふるさとパスポート」を贈呈。パスポートの提示で、市内の歴史的・文化的な施設の入場料を無料としている。

(出典: インターネットサイト「ふるさとチョイス」)